

★ 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第四十三号）（建築課）

一 改正の要旨

建築基準法及び建築基準法施行令の一部が改正され、不特定多数の者等が利用する安
全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物及び建築設備等が定期報告の対象として
定められたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年六月一日